

介護職員処遇改善加算とは？

厚生労働省は、平成 23 年度まで実施されていた「介護職員処遇改善交付金」を廃止し、当該交付金の対象である介護サービスに従事する介護職員の賃金の改善にあてることを目的に「**介護職員処遇改善加算**」を新たに設けられました。平成 29 年度の改正により処遇改善加算区分は 5 区分と分けられ、その加算額が事業所に給付されることとなりました。平成 30 年度の改正により加算単位数の少ない 2 区分が廃止されました。

介護職員処遇改善加算 I の算定要件

以下の要件を全て満たしていること

- 1、処遇改善計画を立案している、または既に処遇改善を行っており、適切に報告していること。
- 2、労働基準法等の違反、労働保険の未納がないこと。
- 3、新たな定量的要件（職場環境等要件）を満たしていること。

平成 27 年 4 月から計画書の届け出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）および当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

- 4、キャリアパス要件の I を満たしていること。
 - (1) 介護職員の任用の際における職位（役職）、職責または職務内容に応じた任用等の要件を定めていること。
 - (2) (1) に掲げる職位（役職）、職責または職務内容に応じた任用等の要件を定めていること。
 - (3) (1) および (2) の内容について職業規則などのもので書面にて明確にし、周知していること。
- 5、キャリアパス要件 II を満たしていること。
 - (1) 次のア、またはイ、の条件を満たした計画を作成していること。
 - ア、資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供または技術指導等を実施(OJT、OFF—JT)するとともに介護職員の能力評価を行うこと。
 - イ、資格取得のための支援（金銭、休暇の取得など）を行うこと。
 - (2) 上記の内容をすべての介護職員に周知していること。
- 6、キャリアパス要件 III を満たしていること。
 - (1) 次のいずれか昇給の仕組みを導入していること。※単一の基準ではなく、複数の基準を掛け合わせたしくみでも可。
 - 経験年数や勤務年数に応じて昇給する仕組み
 - 資格取得（または保有）により昇給する仕組み
 - 人事評価や試験結果により昇給するしくみ

(2) 上記の内容をすべての介護職員に周知していること。

(介護予防) 小規模多機能居宅介護⇒10.2%

(介護予防) 認知症対応型生活介護⇒11.1%

上記要件を満たし、介護職員処遇改善加算を算定しています。

介護職員等特定処遇改善加算とは？

2019年介護報酬改定により、新たに設けられた介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」）は、経験・技能のあるリーダー級の介護職員の処遇改善を図り、介護職員の確保と定着につなげていくことを主な目的としています。

特定加算の対象

支給対象となるのは、「経験・技能のある介護職員」「他の介護職員」「その他の職種」です。「経験・技能のある介護職員」は「勤続10年以上の介護福祉士」が基本となりますが「勤続10年」の考え方については、他法人や医療機関での経験等も通算するなど、各事業所の裁量によって柔軟に設定することができます。

特定加算の分配ルール

- ・「経験・技能のある介護職員」においては、月額8万円の処遇改善となる人、または年収440万円（役職者を除く全産業平均水準）以上となる人がいること
 - ・「経験・技能のある介護職員」の平均処遇改善額は「その他の介護職員」の2倍以上とすること
 - ・「その他の職員（年収440万円以上の物は対象外）」の平均処遇改善額は「その他の介護職員」の2分の1を上回らないこと
- ※「他の介護職員」や「その他の職種」への分配もできるよう事業所の裁量を認めつつ、「経験・技能のある介護職員」に重点配分するために一定のルールが定められています。

特定加算の取得要件

特定加算（Ⅰ）を取得できるのは、以下の①～④の条件を全て満たしてくれる事業所です。特定加算（Ⅱ）を取得するには、①②③を満たす必要があります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①介護職員処遇改善加算の（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを取得していること②介護職員処遇改善加算の職場環境等要件「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分ごとに1つ以上の取り組みを行っていること③介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページの掲載等を通じた「見える化を」行っていること |
|---|

特定加算（Ⅰ）の取得要件

- ④「サービス提供体制強化加算（最も高い区分）」「特定事業所加算（従事者要件のある区分）」
「日常生活継続支援加算」「入居継続加算」のいずれかを算定していること

（介護予防）小規模多機能居宅介護⇒特定処遇改善加算 新加算Ⅰ 1.5% 新加算Ⅱ 1.2%

（介護予防）認知症対応型共同生活介護⇒特定処遇改善加算 新加算Ⅰ 3.1% 新加算Ⅱ 2.3%

上記要件を満たし、介護職員等特定処遇改善加算を算定しています。